

## 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合ワクチン (日生研 TGE・PED 混合生ワクチン、スイムジェン TGE/PED)

### 1. 概要

- (1) 品目名：豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合ワクチン  
商品名：日生研 TGE・PED 混合生ワクチン、スイムジェン TGE/PED
- (2) 用途：乳汁免疫による子豚の豚伝染性胃腸炎の軽減及び豚流行性下痢の発症阻止若しくは軽減（日生研 TGE・PED 混合生ワクチン）  
乳汁免疫による子豚の豚伝染性胃腸炎の予防及び豚流行性下痢の発症軽減（スイムジェン TGE/PED）

本剤は、MPK-IIIa 細胞培養弱毒豚伝染性胃腸炎ウイルス h-5 株及び Vero 細胞培養弱毒豚流行性下痢ウイルス P-5V 株（日生研 TGE・PED 混合生ワクチン）、又は豚腎細胞培養弱毒豚伝染性胃腸炎ウイルス浮羽株及び Vero 細胞培養弱毒豚流行性下痢ウイルス 96-P4C6 株（スイムジェン TGE/PED）を主剤とし、安定剤として D-ソルビトール、塩酸 L-アルギニン（スイムジェン TGE/PED）を使用した混合ワクチンである。

今般の残留基準の検討は、日生研 TGE・PED 混合生ワクチンが動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間（6年）が経過したため再審査申請がなされたとともに、このワクチンと同一性を有すると認められたスイムジェン TGE/PED についてもあわせて再審査申請がなされたことに伴い、これらについて内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

- (3) 有効成分：MPK-IIIa 細胞培養弱毒豚伝染性胃腸炎ウイルス h-5 株及び Vero 細胞培養弱毒豚流行性下痢ウイルス P-5V 株（日生研 TGE・PED 混合生ワクチン）  
豚腎細胞培養弱毒豚伝染性胃腸炎ウイルス浮羽株及び Vero 細胞培養弱毒豚流行性下痢ウイルス 96-P4C6 株（スイムジェン TGE/PED）

### (4) 適用方法及び用量

乾燥ワクチンを所定の溶解用液で溶解し、日生研 TGE・PED 混合生ワクチンについては、その 2 mL を 4 ないし 8 週間間隔で、スイムジェン TGE/PED については、その 2 mL を約 3 週間間隔で妊娠豚の筋肉内に 2 回接種する。第 2 回目接種は、分娩予定日の約 2 週間前とする。

## (5) 諸外国における使用状況

日生研 TGE・PED 混合生ワクチンは、韓国において承認され、使用されている。スィムジェン TGE/PED は、諸外国において使用されていない。

## 2. 残留試験結果

対象動物における主剤等の残留試験は実施されていない。

## 3. 許容一日摂取量 (ADI) 評価

食品安全基本法 (平成15年法律第48号) 第24条第1項第1号の規定に基づき、平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106006号により、食品安全委員会あて意見を求めた豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合ワクチンに係る食品健康影響評価については、以下のとおり評価されている。

豚伝染性胃腸炎ウイルス (Swine transmissible gastroenteritis virus ; TGEV) はニドウイルス目、コロナウイルス科、コロナウイルス属 I 群に分類されるエンベロープを有する直鎖状のプラス一本鎖RNAウイルスである。宿主は豚で、ウイルスを含む糞便に、直接あるいは間接的に接触して経口又は経鼻感染し、嘔吐、水溶性下痢及び脱水を主徴とする臨床症状を示す。臨床症状が類似する豚流行性下痢ウイルス (PEDV) と抗原的な共通性はない。年間を通じて発生が見られるが、寒冷期や寒暖の差が激しい春先に発生が多い。発病率は年齢を問わず100%であるが、幼齢豚ほど致死率が高く、7日齢以下では100%が死亡する。感染回復豚はキャリアーとなる。国内では1956年に初発し、家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病に指定されている。1990年以降本病の発生は激減している。なお、本ワクチンに使用されているウイルス株は弱毒株であり、豚に対しても病原性を示さない。

TGEVのヒトに対する感染の報告事例はないとされており、人獣共通感染症とは見なされていない。

豚流行性下痢ウイルス (Porcine Epidemic Diarrhea Virus ; PEDV) はニドウイルス目、コロナウイルス科、コロナウイルス属 I 群に分類されるエンベロープを有する直鎖状のプラス一本鎖RNAウイルスである。宿主は豚及びいのししで、主にウイルスを含む糞便に、直接あるいは間接的に接触して経口的に感染、伝播する。10日齢以下の哺乳豚が最も感受性があり致死率が高い。加齢と共に抵抗性となり致死率は低下するが体重や泌乳に悪影響がある。ウイルスは小腸の粘膜上皮細胞で増殖し、主病変は小腸腸壁の菲薄化、主症状は食欲不振、元気消失、水様性下痢である。1994年から国内で大流行し、1996年に家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病に指定されている。その後届出件数は減少しているが、最も被害の大きい哺乳豚に対してはワクチンによる予防が行われている。なお、本ワクチンに使用されているウイルス株は弱毒株であり、豚に対しても病原性を示さない。

PEDVのヒトに対する感染の報告事例はないとされており、人獣共通感染症とは見なされていない。

安定剤として使用されているD-ソルビトールは、ヒト用医薬品の添加剤、食品添加物として使用されており、またJECFAにおいてソルビトールとしてADIは特定しないとされている。L-アルギニン既存添加物である。

両製剤とも調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされている。

豚に対する安全性について、日生研TGE・PED混合生ワクチンでは、承認時まで及び調査期間中に2,625頭の母豚について調査が実施され、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされている。スイムジェンTGE/PEDは承認時に84頭の母豚について調査が実施され、副作用は認められなかったとされている。承認後の副作用報告は生産及び供給がされていないため報告されていない。

上記のように、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

#### 4. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。